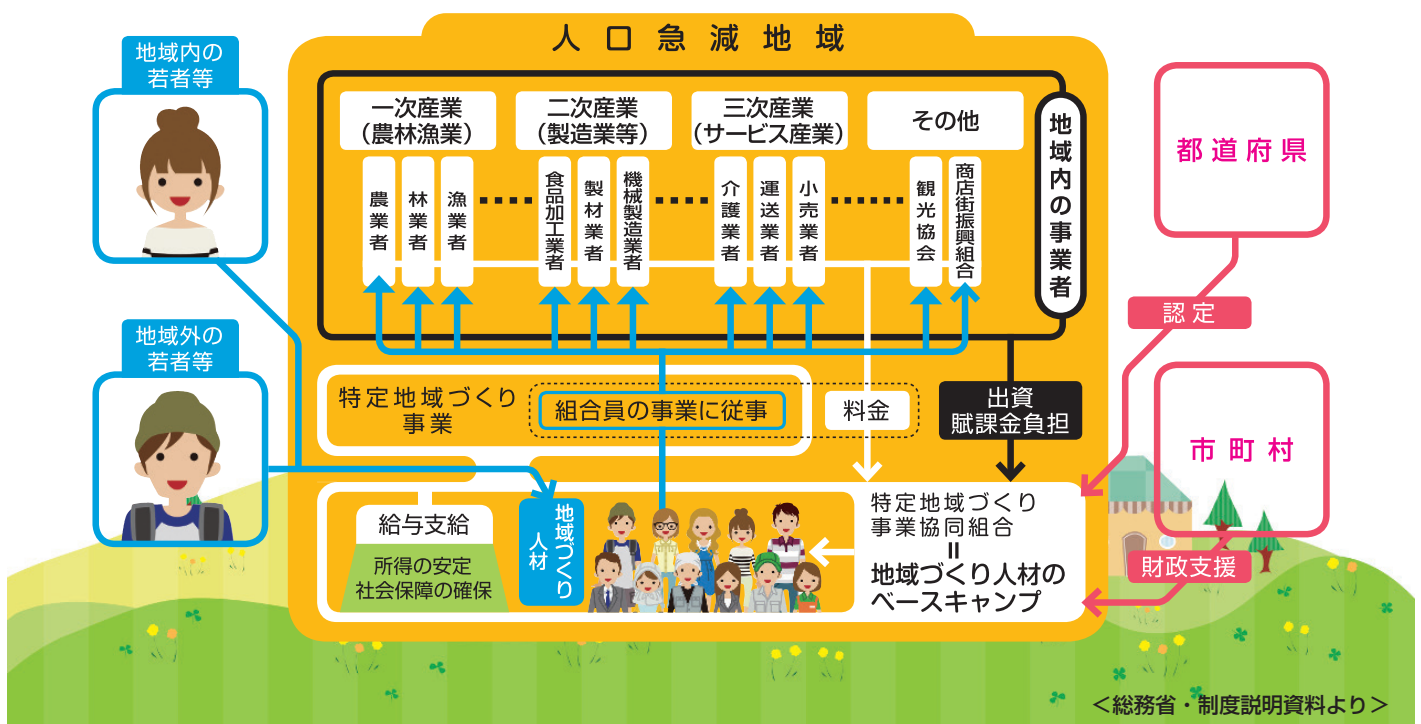


特定地域づくり事業協同組合制度セミナー アーカイブ動画公開のお知らせ



特定地域づくり事業協同組合制度は、複数の事業者（組合員）で仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合が雇用した人材を事業者「マルチワーカー」として派遣する制度です。同制度の活用により、人口減少地域において雇用機会の創出、安定的な雇用環境と一定の給与水準の確保、事業者の繁忙期における人手の確保、移住・定住の促進が期待できます。



特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に国の支援を受けることができます。

制度の内容

対象経費

➡ ① 派遣職員人件費

➡ ② 事務局運営費

※左記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

対象経費の上限額

➡ ①については400万円/年・人

➡ ②については600万円/年

交付額

➡ 対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2

組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。

視聴

滋賀県中小企業団体中央会の web ページにて YouTube 動画を紹介しています。
PC はもちろん、タブレットやスマホからもご覧になれます。

滋賀県中央会 オンライン動画



動画は2本あり、視聴時間は計100分程度です。(標準速度の場合)

1. 「特定地域づくり事業協同組合の持続可能な事業推進支援のために」

【講師】 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 兼任講師 **勝瀬 典雄氏**
(全国中央会 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会 委員)

制度をご存じない方にもわかりやすく、理念から概要、プロセス、全国の活用状況について視察先の所感を交えながら紹介した上で、組合事務局・組合員となる事業者・派遣業務に従事する職員・組合の補助窓口となる自治体それぞれが持つべき視点を指し示し、スムーズな受け入れ態勢構築のための考え方を解説しています。

約 70 分

2. 「制度活用に向けた県外先進組合(島根・広島)視察報告」

【講師】 滋賀県総務部市町振興課 主任主事 **森 陽介氏**

設立から間もない組合を訪問され、設立の背景や設立時の苦労点、今後の課題など、特定地域づくり事業協同組合を立ち上げるにあたって注意すべき点を主として紹介しています。

約 30 分

本内容は、当会が令和5年11月20日に開催したセミナーのアーカイブ動画です。

組合に就職した地域づくり人材(マルチワーカー)の仕事の組み合わせ例



<総務省・制度説明資料より>

お問い合わせ

滋賀県中小企業団体中央会 (担当: 北川)

TEL 077-511-1430 FAX 077-502-0111

メール kitagawa@chuokai-shiga.or.jp

2024.1. 発行